

第14回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当 課）	教育総務部教育総務課（現 教育部庶務課）	
開催日時	平成26年12月24日 午後2時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、 教育センター所長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 0 人	
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	第47号及び48号議案については、人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>(1) 第46号議案 豊島区文化財の登録および指定について<諮問></p> <p>(2) 第47号議案 臨時職員の任免</p> <p>(3) 第48号議案 臨時職員の任免</p> <p>(4) 報告事項第1号 平成26年度豊島区小中学校ソメイヨシノ・プロジ ェクトの進捗状況について</p> <p>(5) 報告事項第2号 雑司が谷の未来遺産登録について</p> <p>(6) 報告事項第3号 豊島区いじめ防止対策委員会の委員について</p>	

渡邊委員長)

ただいまから第14回教育委員会臨時会を開催させていただきます。本日の署名委員は菅谷委員と嶋田委員です。よろしくお願いします。

(1) 第46号議案 豊島区文化財の登録および指定について〈諮問〉

＜教育総務課長 資料説明＞

渡邊委員長)

ただいま課長より豊島区文化財の登録及び指定についての諮問についてご説明をいただいたことに関しまして、審議を進めます。

文化財の登録として、有形文化財・建造物、それから有形文化財・考古資料で遺跡、もう一つが文化財の指定ということで、無形民俗文化財・雑司が谷鬼子母神御会式の3点ということなので、1つずつ順番にご質問、ご意見等をお願いします。

三田教育長)

安田家の有形文化財の指定の件ですが、写真を見る限り外から見ると現代風ですが、中を見ると確かに屋根裏とかの木組みが昔のまま残っていて、後付けだとわかります。こういう外見は問題にならないのですか。文化財に指定すると、通常はくぎ一本だめだという話になるのに、もう先に打ちちゃって後から認定ということはあるのでしょうか。

それから、寄棟造りは特段珍しい建て方ではなく、一般的な日本の家屋にあるものですが、この寄棟造りは平入なのか妻入なのか、どういう構造をしたものなのでしょうか。

文化財係長)

1点目ですが、先に改造してあるものを登録するのはいかがなものかというご指摘について、都の他の事例でも既に現代風に改装されているものを文化財登録している事例はございます。当初、国の登録有形文化財を最初にどうでしょうということでお話をいただいたので、外観のほとんど、玄関回りぐらいしか当初の面影を残してないものですから、それは無理だろうということでご相談をさせていただきました。私が家の中を拝見した結果、現代風には改装してあるのですが、躯体自体にはほとんど手が加わっておらず、内装にかなり手が加えられているという状態でした。所有者が、なるべく当初の状況に戻したい、戻しながら活用していきたいというお考えがあるということ伺いました。指定文化財にすれば、当初の状態に戻すためのお手伝いを区でできるようになりますので、こういった幕末の建物を区として長く保存していくという非常に価値のあるものではないかということで、まずは登録ということをご提案させていただいております。

2点目、寄棟についてのご質問ですが、資料4ページの一番上の写真を見ていただくとおわかりかと思えます。二重の構造になっておりまして、上のほうが瓦ぶきの鉄板ぶき、この下にカヤぶきの屋根がしまわれています。その下に2段になっている下屋というものがありますが、こちらも瓦ぶきになっていて、いわゆる通常の寄棟のつくりですが、上屋、下屋という形で二重の屋根の構造になっているところが特色だということです。

三田教育長)

あともう一つ伺いますが、家を指定した場合、改修はできますか。許可がないとだめですか。

文化財係長)

登録と指定では異なっています。登録の場合、ご報告をいただくという形で本来的にはいいですが、幸い所有者の方が勝手にそういうことをやってしまうタイプの方ではなく、むしろもとの状態に戻して建物の価値を上げたいとお考えになっています。当初の状態に戻すというような形での改造、手の付け方でしたならば文化財的な価値を高めるわけですから、そういった意味では問題はありません。一方、指定の場合、必ず現状変更申請の許可が必要になります。

千馬委員)

3点お尋ねしたいと思います。まず資料には代々農業を営んでいるという記載がありますが、主たる生産物は何ですか。次に大黒柱が杉材であるということで、大変に立派で貴重なものと思いますが、この杉材は東京近辺の杉材なのか、それとも他県から持ってきた由緒あるものなのですか。最後に、第二次世界大戦の大火から恐らく逃れたのだと思いますが、その状況がわかったら教えていただきたいです。

文化財係長)

どういった農作物を営んでいたかということですが、それについては把握しておりません。杉材につきましても、今のところ把握できていません。ただし、今回登録文化財になった場合には、区で詳細な建物調査をすることができるようになりますから、これを早い段階で実施して、杉材についてもあわせて調査したいと思います。それから、戦災を免れた経緯に関してですが、豊島区は4月13日の城北空襲で区の大体3分の2から4分の3が焼けたものの、現在の山手通り西側の長崎地域は多くのところは空襲を免れておりまして、この地域もその部分も含まれていたという状況です。

嶋田委員)

この建物には現在も住んでいるのですか。

文化財係長)

はい。

嶋田委員)

登録になった場合、防火・防犯についてはどうなるのでしょうか。また、こういう図面に知識がないので教えていただきたいのですが、お座敷とか玄関は片仮名で書くものなのですか。最後に、大黒柱の位置についてですが、一般的に玄関を入れてすぐのところにあるものなのですか。意外な感じを受けました。

文化財係長)

片仮名表記についてですが、民家の場所を表記する場合には、ならわしとして、呼んでいたそのままを片仮名で表記するのが一般的です。ただ、中央の上段に漢字で「寝室」と

書いてありますが、これは当時何と呼ばれていたかわからず、その後の住人が寝室として使っていたため、そのまま漢字を当てはめているわけです。

大黒柱については、床の間と書院を遮るように配置されるのが一般的ですが、明治以降の富裕層の住居あるいは武家屋敷だと、この図のように配置されている場合が多いです。農家でもそういったことがあります。

嶋田委員)

勉強になりました。防火についてはいかがですか。

文化財係長)

防火につきましては、現在は鉄板ぶきで屋根が覆われていますので、その状態で恐らく大丈夫だと思いますし、法律的な意味での防犯、防火は問題ないかと思います。ただ、文化財となりますと、それなりに手を入れていただかなくてはいけない局面が出てくるかもしれないですが、指定文化財になった場合には補助金も出ます。

菅谷委員)

指定文化財になっても、区民が建物を見学できるのですか。

文化財係長)

それにつきましては、私たちが最も頭を悩ませる点ですが、ご本人としても多くの方に見てもらいたいという思いはあるものの、プライバシーの観点から、例えば座敷と玄関と、あと外観ぐらいを見ていただく機会を、1年で1週間あるいは1ヶ月というように限定的に設ける形で提案したいと思います。ご本人と相談をしながら、なるべく多くの人の目に触れる形で、文化財として活用していきたいと思います。

渡邊委員長)

所有者が、当初の状態に戻したいとおっしゃっているとのことですが、その当初の状態というのはどのようなものなのですか。記録・記述があるのでしょうか。それがあつたのであれば、本当に文化財的に価値があると思いますが、当初はそうであつただろうといった推測だと、意味合的に変わってくると思います。

文化財係長)

記録については、まだ十分に調査されておりませんが、発掘すれば昔の写真などが出てくると思いますので、そういったものを参考にしていきたいと思います。あと、建築の専門家から見ると、改造の痕跡で以前はどういう状況だったのかというのが、かなり具体的にわかるそうなので、それで復元につなげていくという形になると思います。調査が実施された段階で教育委員会にご報告をさせていただきます。

三田教育長)

私は、文化財についてかなり調べたことがあつて、ある農家で30センチぐらいの柱を見ましたが、このレベルでも大黒柱というのですか。

文化財係長)

はい、大黒柱です。

三田教育長)

豊島区で有形文化財に指定しているものの中に、いろいろな大黒柱があると思いますが、相対的に見てどのくらいの位置ですか。

文化財係長)

民家建築なので、幕末までさかのぼれる建物は恐らく今のところ、こちらしか確認できていないので、区内での比較はできません。ただ、松澤家住宅が北区にあります。もう少し豪農でしたらかなり大きな大黒柱だったということを記憶しています。それと比べれば少し小ぶりだと思いますが、きちんと調べるためにもう少しお時間をいただければと思います。

三田教育長)

関東地方は、ケヤキ材の大黒柱が多いのですよね。

文化財係長)

はい。

三田教育長)

杉材を使うということは、もちが良いこともあり、1ランク上だと思います。杉材を使用したことに何か意味があるのかどうなのか、その辺もこれから調査をしますか。

文化財係長)

はい、そういうことになると思います。今回は、持ち主から急いで調査をして欲しいというご依頼が今年の3月にあったため、例外的に文化財登録をするための最低限の調査をお願いした経緯があります。ですから、あまり深いところまでの調査はできておりません。

三田教育長)

了解しました。

渡邊委員長)

それでは、まず、この安田家住宅について、文化財の登録として決定してよろしいでしょうか。諮問にさせていただくという決定でよろしいですか。

(委員全員了承)

渡邊委員長)

では、安田家については諮問に進めてください。

続いて有形文化財考古資料巣鴨遺跡、竹前商事店舗ビル地区から出土されたものに関しまして審議をお願いします。

菅谷委員)

ここで3、556点での出土品があったわけですが、この巣鴨地区は染井とか何かの関係でも出土品が多いと思います。面全体として評価するのか、それとも1個ずつ調べて評価していくのか、どちらですか。

学芸員)

確かに巣鴨地域は広い範囲が遺跡に周知されておりまして、先ほど江戸時代の地図をご

覧いただきましたが、一つの大きな屋敷がだんだん小さくなっていき、それがさらに現代の商店街になっていく過程で更に小さくなっていく過程がございます。一つ一つの調査自体は、全体像の中でごくごく限られた局地的なものと言わざるを得ないのが現状でございます。ただ、一つ一つの調査について成果をきちんと見ていかないと、巣鴨全体を掘ることが現実的にはあり得ないことですので、そういった局地的な結果を積み重ねて整合性をとって全体像を再構築していくというような手続が、考古資料という性質上どうしても必要になってくると考えております。

ですので、文化財の登録という観点からいくと、どうしても一つ一つの個別の事例ごとということになりますけれども、その成果の活用ですとか、全体像を皆様にご紹介するといったときに、個別はなくて、全体像を踏まえて発信していくことが必要になるだろうと考えております。

千馬委員)

資料に縄文時代の土器が2点出たと書いてありますが、何番の土器になるのか教えてください。

学芸員)

縄文土器は出土していますが、あまりにも小さく、表面が土の中でこすれてしまっていて、模様も何もほとんど残っていない状態でした。実物は保管してありますが、図面としては出していない状況です。

千馬委員)

隣に「本地区における最も早い段階の人間活動の痕跡を示す資料である」と書いてありますが、やや集落的な要素がここにあったと考えていいですか。

学芸員)

縄文時代の土器自体は巣鴨遺跡のあちこちで採取することができます。ただ、残念ながら集落を示すような竪穴式住居の痕跡といったものではなかなか見つからない現状です。江戸時代の人があまりにもたくさん穴を掘ったり、建物を建てたりしていたので、縄文時代の土器だけは残っていますが、遺構がない状態です。引き続き探している状況です。

千馬委員)

わかりました。

三田教育長)

何層の地層がここの場所で同時に発掘されたのでしょうか。

学芸員)

3層の地層面がありました。空襲の焼土が把握されている層と、江戸時代に主に使われていた層が出てきましたが、この層と層との間に部分的にもう1枚、江戸時代中ごろの地層が残っておりまして、全体としては江戸時代の初期、中期、明治時代から昭和の初めというような3層構造を確認しています。

三田教育長)

ここは中山道が位置する場所で、街道に沿って江戸の遺構が残っているのは大体わかっていますが、江戸より前の遺構も出てきましたか。また、江戸時代の街道が整備される前は、ここは野原や荒地などでしたか。

学芸員)

地蔵通り沿いに深い堀が発見されておりまして、実はその5軒ほど隣と、さらにその3軒ぐらい隣で竹前商事ビルよりも何年か前に発掘されておりまして、どうもそこら辺まで続いていく堀があり、総体として巨大な施設が続いているようであることは確認しています。中山道の成立以前にどのような状態であったかが分かるものは見つかりませんが、庚申塚まで進むと、庚申塚の周りが自然地形的にも山と山の間であったため、地形的に交通の要衝的な場所になっていて、そこでは12世紀、11世紀といった古い時代の痕跡も少し見つかりしております。全体像についてはこれから把握していくつもりです。

渡邊委員長)

それでは、この巢鴨遺跡の出土遺物に関して登録の諮問をするということによろしいですか。

(委員全員了承)

渡邊委員長)

最後に、文化財の指定ということで、無形民俗文化財、雑司が谷鬼子母神の御会式万灯練供養に関して審議します。

三田教育長)

「きしぼじん」とは言わず「きしもじん」と言いますが、鬼子母神の「鬼」には点がありません。点のない「鬼」という字はJIS、漢字表には載っていません。文化財として登録するにあたり、原形をとどめて登録すべきじゃないかと思っておりますが、そういうことは認められるのでしょうか。

文化財係長)

御指摘のとおり、1画目の点がない文字を用いています。こういった公文書では、点がつくような形にせざるを得ないという実情です。登録の理由の最後に「雑司が谷鬼子母神の「鬼」の字は一画目の点がない字を用いる」という形でわざわざ説明をさせていただいて、ほかの「鬼」と区別しております。ただし、雑司が谷鬼子母神の本については、雑司が谷鬼子母神という表記の場合には全て第1画目の点を除いたものを作字しております。これが今のところの限界ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

三田教育長)

御会式の旧形態から現形態への変遷について、史実として何か残っているのでしょうか。

文化財係長)

御会式というのはあくまでも日蓮が亡くなったことの法要のための行事ですから、法明寺が日蓮宗に改宗してからだと考えております。現在の形態になったのは、先ほどのち

らの説明にもあったように江戸時代のころからもちろんあったのですが、恐らく今のよう
に地域のお祭りになったのは、こちらの報告書にも書きましたが、鬼子母神の境内の中
にあった鷲明神が、仏教ではないから神様にせよという指示で大鳥神社にさせられたわけ
ですが、恐らくその辺の経緯の時期から、それでも相変わらず鬼子母神、いわゆる雑司が谷
村のお祭りは鬼子母神の御会式だということで、地域のお祭りとして変わっていったの
ではないかと思っています。現段階ではその程度しかお答えできません。

三田教育長)

この鬼子母神というのは今の神仏習合の形態を残していると思いますが、あまりそれ
については、最近では展開がないのではない気がしていますが、いかがでしょうか。御会式
と直接かかわるのかどうのかも含め、物事の背景をきちんと論及しておく必要があるの
ではないかと思っています。

文化財係長)

法明寺の境内仏堂として雑司が谷の鬼子母神はありますが、そこは宗教法人上もそうい
った形で管理されているとは思いますが、地元の人たちにとしてみると、あれは神社のお社
と一緒に思っています。だから神社の祭礼のお祭りと御会式と似たようなものだと思います。
ですから、太鼓をたたいて四助をたたいてという練供養なのですが、あれはあれで祭ばや
しに該当するものではないかと思っています。そういった意味で、神道を宗教と言っていいの
かどうかわかりませんが、いわゆる俗的な民間信仰の一つの対象としての鬼子母神が地域
の人たちの中にあり、今回はそれを風俗習慣という形で指定文化財にしたいというのが私
たちの考え方です。

それが江戸時代から何度か途絶えてはいますが、その都度再興され、現代に生きるよう
な形で受け継がれて、将来的にも受け継いでいけるよう自治体としてお手伝いしていく
ことが非常に大事だと思います。今回は特に重要な文化財ということで、指定の諮問をさせ
ていただきたいと提案させていただいております。

三田教育長)

先生方にぜひそういう深い認識をしていただきたいと思っています。

雑司が谷の未来遺産の登録に関して話をします。すすきみみずくというススキでつく
った玩具があります。鬼子母神の伝承として、ある母子がいました。お母さんが目の病気を
患ってしまい、貧しくて薬も買えず困っていました。それで娘が鬼子母神にお百度参りを
すると、鬼子母神から、ススキでお人形を作ってお参りに来る人に売って、そのお金でお
母さんの薬を買ったらどうだとお告げがありました。それを受けて娘がすすきみみずくを
売ったら、それが大変好評で売れました。親孝行な娘によってお母さんの目の病気が治っ
たということから、子育ての神様、鬼子母神なのです。もともとは、人間の子どもを食べ
て、自分の子どもをさらわれると暴れ回っているけれど、それは、人間だって同じだと論
されて、反省して子育ての神様が変わったのです。

そういうことで、すすきみみずくを伝承して江戸時代からずっとつくって売っていると

いう音羽屋さんがありました。10年ほど前に、伝承できないということで地元の人たちが何とかしなければいけないと、法明寺を中心に保存会がつくられて、それですすみみずくを伝承してつくっているわけです。昔はススキ野原があったのですが、今ではススキの生えている場所が区内にはないということで、友好都市の秩父市へ行ってススキを根っこごと持ってきて、南池袋小学校に植えました。それを今、子どもたちと保存会が大事に育てて増やしています。もちろんそれだけでは全然間に合わないので、毎年区の職員も秩父でススキ刈りをしています。南池袋小学校の子どもたちも参加をしました。

法明寺さんの境内は南池袋小学校と隣り合わせですが、武蔵野台地の坂でおりにくるところなので、湧水があります。その水脈を壊さないことと、樹木をできるだけ残すことを条件で南池袋小学校を改築しました。南池袋小学校で、弦巻川に注いでいた水脈をビオトープにして蛍を育てたのは、もともと弦巻川に蛍がたくさん飛んでいた場所だからです。そういう景観を子どもたちがみずから勉強して、2年間育て続けているというところも見てもらいました。

そのメンバーは5年生が中心で、堂々と審査員に、私たちはこうやって頑張っていますと発表をしてくれました。その後、法明寺の一角にあるみみずく会館、これは元学童保育の施設で使っていた場所ですが、今は法明寺と区民の集会施設として使われていて、そこに集まりました。南池小と書いている万灯は、地域の御講の人たちが運動会に向けてつくってくださったものです。それとともに、子どもたちが審査の当日、太鼓をたたいてみみずく会館の前で舞ってくれて、とても感動しました。12月18日の午後3時15分、正式に本部から認証を受けたと発表があって、子どもたちがつくってくれたくす玉をみんなで割りました。

渡邊委員長)

雑司が谷地域の活動が未来遺産として登録され、今は、鬼子母神の万灯練供養が指定の候補に入っていて、未来に伝えていきたい地域の大切な風習・風俗ということでした。

三田教育長)

3年前に高野区長から、これは文化財として何とかならないかと話がありました。最初、私たちが宗教行事として誤解されたら大変だという考えもあり、迷っていましたが、調べていくうちに、大衆化されて地域・地元根差している文化だということが調査の中ではっきりとわかってきました。以前は宗教行事だったかもしれませんが、少なくとも現在はそうではないということで、私たちが未来にわたって継承していく必要があるという思いを持って、ずっと取り組んできたのです。

菅谷委員)

この無形民俗文化財の指定の趣旨と、未来遺産の登録は重なっている部分があるとは思いますが、多少の違いはあるのですか。

文化財係長)

教育長からも説明がありましたように、未来遺産は、地域の活動について認証を与える

ものでして、地域の方々がどういう活動をしているか、歴史と文化を未来に残すためにどういう活動をしているかが認定登録の対象になっています。その中の一つに雑司が谷の鬼子母神の御会式万灯練供養を地域として守っているのが一つの要素としてあると理解しています。

今回は日本ユネスコ協会の未来遺産という一つの範疇ですが、私たちは地域の文化財として万灯練供養を将来に伝えていきたいという趣旨から、指定文化財ということでご提案させていただいたという違いがあるをご理解いただきたく思います。

菅谷委員)

そうすると、いわゆる未来遺産については、継承していくというひとつの行動についての評価ですか。

文化財係長)

そうです。

菅谷委員)

そうすると、未来遺産については、何年かに1遍ずつ評価されることになりますよね。

文化財係長)

そうです。

菅谷委員)

継承ということからすると、今実際にやっている南池袋の小学校の活動がものすごく大きな意味を持つと思います。子どもたちにこうやって教えて継承していく基盤が非常に大事なので、ぜひ続けていただきたいと思います。

三田教育長)

指導課長にぜひお願いしたいことがあります。長崎だと長崎の獅子舞、氷川神社地区だと子どもの相撲大会など、それぞれ地域において、継承すべき様々な文化財や歴史、行事があります。ぜひ南池袋小学校の校長になる人は、そういう伝統的な文化や遺産をしっかりと教育課程に組んでいって欲しいです。こういう構成や積み重ねが豊島ふるさと学習プログラムに繋がるということをしっかり位置づけて欲しいと思います。

私は、こういう地域が誇る一つの文化として、鬼子母神は単に子育ての神様というだけではなく、親孝行ができる子どもになるということを教えられた場所ということを学校教育の中で伝えていく必要があると思います。そういう意味で、しっかり教育課程に位置づけるということをやってほしいと強く望みます。

千馬委員)

私は、この雑司が谷が未来遺産になったことにとってもうれしく思います。余談ですが、私は平成15年に高南小学校の校長に赴任した際、校長室にすすきみみずくが飾ってありましたが、この文化は高南にとってとても大事な文化です。南池袋小学校だけではなく、雑司が谷地区一帯がこういう伝統を大事にしていたと思います。

渡邊委員長)

では、雑司が谷の件も諮問させていただくということによろしいでしょうか。

(委員全員了承)

渡邊委員長)

それでは、以上3点に関しまして、満場一致ですべて諮問していただきたいと思います。大変ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員全員異議なし 第46号議案了承)

(2) 第47号議案 臨時職員^の任免

<学校運営課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第47号議案了承)

(3) 第48号議案 臨時職員^の任免

<教育指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第48号議案了承)

(4) 報告事項第1号 平成26年度豊島区小中学校ソメイヨシノ・プロジェクトの進捗状況について

<学校施設課長 資料説明>

渡邊委員長)

平成26年度の小中学校ソメイヨシノ・プロジェクトに関して進捗状況をご説明いただきました。現在、既に植樹が終わったところ、また、3月末には教育長を初め部長等が大変な作業をされに行くところのご報告をいただきました。何かご意見やご質問はありますか。

千馬委員)

ソメイヨシノが豊島区の名誉ある桜だということを知らない人もいます。植樹をすることによって、認知度がさらに深まっていくと思うので良い計画だと受けとめています。これを機に、豊島区の特徴の一つを子どもたちがきちんと理解して育っていけば良いと思ひます。

三田教育長)

本体がだめになっても、苗木を育てて、次、2世、3世と育てていかなければいけないし、どこの学校も昭和初期に植えられた桜が危なくなっているようなので、内部的な問題ではありますが、学校自体も桜を継承していかなければいけないという思ひはあると思ひます。

例えば秩父の公園には一昨年にソメイヨシノを植えました。セーフスクールに取り組んでいる学校に、そういう交換事業などを行っているかというところ、特にやっていないです。だから教育委員会独自のプログラムとして、そういうものを交換するといった計画をぜひ検

討してもらえたらありがたいと思います。苗木を育てるのは一定のペースがあり、本数にも限界があるのはよくわかっていますが、それも踏まえて、目的意識を持つと非常にいいものになってくると思います。

それと、教育だよりでも写真などを交えてアピールしてもらいたいです。中の人知らないということのないように、来年は皆が木を知っているというくらいの共通理解を持っていけるよう我々も努力したほうがいいと思います。

菅谷委員)

植樹をすれば、黙っていてもどんどん育つものなのですか。というのも、育てることに生徒たちがどのぐらい関与できるのかと思ったからです。植えたあとは自然に育つのか、もしそうではなくて育てることに関与できるなら、自分たちが育てたということがはっきりすると思います。しかし、なかなか手間がかかると思うので、黙っていても育っていくのも捨てがたい魅力だと思います。

学校施設課長)

造園業者に聞いたところ、黙っていても育っていくということですが、よりよく育てるには小まめに水をやったり、生えてきた雑草を摘んだりといった丁寧な育て方をすれば、より立派に育つというお話を聞きました。学校にもそのことはお話しています。

菅谷委員)

恐らくそのように育てるといふ部分も含め、ソメイヨシノを植樹することは、このように育てるといふことを考えていくのが一番いいと思います。

三田教育長)

植樹の後は子どももできる育樹について提案したほうがいいと思います。私たちが学校の森づくりに携わった際に参考になったのは、苗木を植えたら、わらで床をつくり、竹のくいを打って、縄でわらが飛ばないようにすることです。わらは、どんどん水になじんでいきながら腐っていき、それが栄養分になっていきます。土を乾かさないうで、しばらくの間保水性を保たせながら自然にわらが腐ったら、それが肥料分になるようにします。また、夏の時期は水をできるだけ頻発にやってやる。それと、根っこを踏むと、木の枝が広がった分だけ根も広がるというので、背丈の高い木は根の幹が真っすぐ地下深く入っていきます。だからその根を踏むと、それだけで死んでしましますが、子どもたちはそれを知りません。根の回りは踏まないよう工夫するといった対応を、学校でもしてあげてください。

また、落ち葉をさっさと主事さんが掃いてしまいますが、そうではなくて、葉っぱをしっかりと集めて根の回りに置いてあげます。布団のように枯れ葉を集めて、風で飛ばないように工夫をし、自然に腐って土になじんでいくという方法でもいいと思います。腐葉土をつくり、時々そういう肥料を与えてあげると全然違います。丈夫だし、いい花を咲かせます。

学校の桜はどんどん剪定されてしまいますが、桜切るばか、梅切らぬばかと昔から言いまして、本当は桜についてはあまり切つてはいけないのです。やはり学校の剪定もほどほ

どにやらないといけません。一生懸命に教育委員会が環境教育を語っても、一方で、一生懸命剪定してしまっているのが現状です。ぜひ育樹を子どもたちの環境教育の一つに位置づけて、誰でも育樹ができるようにしたいです。

渡邊委員長)

では、引き続きよろしくお願いたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第3号 豊島区いじめ防止対策委員会の委員について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

豊島区のいじめ防止対策委員会の委員についてのご紹介と、先日、主任児童委員たちとの教育懇談会で、いじめ防止対策推進条例についてのご説明と意見交換等がなされましたというご報告であります。

三田教育長)

主任児童委員との教育懇談会は昨年からはじめましたが、とてもよかったので続けていきたいと思いますということで、今年も開催されました。やはり、お互いに必要性を感じて連携を求めています。いじめ問題については、学校が情報をくれないと、地域の人から見れば不信に思うこともあると思いますので、もう少し話を提供していただけても良かったと思います。

同じミッションで何とか子どもを健全育成しようとやっているのだから、全てにガイドラインを引いて、個人情報だから一切を話しませんという態度では、守秘義務が何のためにあるのかという話になってしまいます。踏み込んで出してはいけないものについては、わきまえてやるべきだと思いますが、少なくとも、いじめがあるとか今こういう問題で困っているとか、地域でもっとこういう力を貸してもらいたいとか、家庭の中ではどういう状況であり、知っている情報があれば提供してくれないかなどと話していければ、力になってくれる方々ばかりではないかと思いました。

豊島区の主任児童委員の皆さんは本当に一生懸命やってくれています。主任児童委員は町会長とのパイプ役でもありますので、町会へ適切な情報が流されると思うので、校長や副校長もそれについてもっと知るべきだと思います。顔見知りになり、日ごろから色々なことをざっくばらんに話せる関係をつくっておけば、いざというときに助けてもらえます。日ごろからの意思疎通は大事だと思うので、校長だけではなく、職員もしっかりと手を組んでいく体質をつくっていったほうがいいかもしれません。

千馬委員)

私も同感です。主任児童委員との緊密な交流が学校にとってはやはり大事で、私が校長だったときも、主任児童委員だけではなく、PTA会長ともかなり突っ込んだ情報提供をしていました。会長が校長を信頼してくれる関係が大事という意味では、情報を共有化する大切さを強調していいと思います。

渡邊委員長)

確かに、町なかで起きていることを学校が把握していないとき、主任児童委員たちの力は大きいですから、そこで情報を得ていれば対処できたのに、知らないから対処できなかったという事例も、現実的にあるのではないのでしょうか。守秘義務を持っている人というのは、しっかりした見識もあるし、それをきちんと守るということであるから、関係者同士が情報共有できて初めて意味が出てくるのではないのでしょうか。そのようなこともあわせて、条例ができただけで終わらずに、現実それぞれの生活で生かされていって、いじめが起きないような、万が一起きたとしても大事に至らず解決されるという豊島区の姿勢がきちんと形になる第一歩だと思います。これからが大変ですので、よろしく願いしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

本日の案件はすべて終了しましたので、第14回教育委員会臨時会を閉会とします。

(午後4時 閉会)